公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十二号

公害健康被害の補償等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）第二十六条第一項、第四十条第一項、第四十一条第一項、第五十四条第二項及び第百四十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「四万六千二百円」を「四万六千六百円」に改める。

第二十三条の表一の項中「三万七千八百円」を「三万八千九百円」に改め、同表二の項中「三万五千八百円」を「三万六千九百円」に改め、同表三の項及び四の項中「二万六千二百円」を「二万七千円」に改め、同表五の項中「二万四千二百円」を「二万五千円」に改める。

第二十四条中「六十八万三千円」を「七十万九千円」に改める。

第三十四条第一号中「四十一円四十八銭」を「三十九円四十銭」に改める。

別表第五の一の項中「千八百八円九十二銭」を「千八百七十円八十八銭」に改め、同表の二の項中「千二百二十三円六十八銭」を「千二百六十五円六十銭」に改め、同表の三の項中「千百十七円二十七銭」を「千百五十五円五十五銭」に改め、同表の四の項中「千六十四円七銭」を「千百円五十二銭」に改め、同表の五の項中「七百九十八円五銭」を「八百二十五円三十九銭」に改め、同表の六の項中「百十八円二十三銭」を「百二十二円二十八銭」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和六年三月以前の月分の介護加算額、同月以前の月分の療養手当の額、同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額及び令和五年度以前の年度分の汚染負荷量賦課金については、なお従前の例による。

環境大臣　伊藤**信**太郎

内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第二十六号

母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十六条第三項の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号十八ページ中「先天性代謝異常検査」を「先天性代謝異常等検査」に改める。

様式第三号二十八ページ中「自由に記入しましょう」を「自由に記入しましょう。」に改める。

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十三号

児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項第一号ホ及び第二号ホの規定に基づき、この政令を制定する。

児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二号及び第二条第二号中「第十条第一項」の下に「又は第十条の二」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第七十四号

防衛省職員の災害補償に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第二十条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「下において」の下に「、自衛隊法第八十四条の三第一項の規定による在外邦人等の保護措置若しくは同法第八十四条の四第一項の規定による在外邦人等の輸送」を加える。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

防衛大臣　木原　稔

内閣総理大臣　岸田　文雄